

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム一般団体入会要領

(目的)

第1条 この要領は、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約第4条第2号、第5条第2号及び第6条の規定に基づき、本会の一般団体入会及び退会に関し（行政機関及び社会福祉協議会は除く）、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の一般団体として加入しようとする団体等からは、入会申込書（別紙1）の提出を求めることとする。

2 前項の加入申し込みに対しては、事務局において加入の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 前項の加入の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。

- (1) 団体等の活動が孤独・孤立対策の推進に関連があること
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- (3) 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

(団体名簿及び団体に関する情報の取扱い)

第3条 本会に入会した団体は、本会の管理する団体名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該団体は、遅滞なく変更届（別紙2）を事務局に提出しなければならない。

3 団体名簿に登録された団体に関する情報については、原則、団体同士で共有されるとともに、公開されるものとする。

(退会事由及び手続)

第4条 団体は、退会届（別紙3）を提出して、任意に退会することができる。この場合は、団体名簿の登録を抹消する。

2 プラットフォーム規約第6条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準じて団体名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込団体に通知する。また、除名により団体資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認め

ないこととする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、この規則の改廃は、軽微な内容を除きプラットフォーム会議の決議をもって行う。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。